

## 岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成20年度第2回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会（以下「審査委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日

平成20年10月8日（水）午前10時から

#### 2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

#### 3 出席委員（敬称略 五十音順）

泉 照子，井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人

#### 4 事務局

##### （1）岡山市

内村財政局長，片山財政局統括審議監，大杉契約課長，野崎契約課課長代理，井上契約課課長代理，村瀬契約課課長補佐，宮安契約課工事契約係長，森安監理課長，難波監理課契約指導係長，矢部監理課主任

##### （2）水道局

和気統括審議監，難波水道局次長，近藤管財課課長代理，國富管財課課長補佐，名越管財課主任，林管財課主任

#### 5 会議次第

##### （1）開会

##### （2）議題

###### 1 岡山市抽出案件について審議

###### （1）岡山駅西口広場デッキ等整備工事

###### （2）住宅用火災警報器購入契約

- ・住宅用火災警報器（その1）
- ・住宅用火災警報器（その2）
- ・住宅用火災警報器（その3）
- ・住宅用火災警報器（その2の1）
- ・住宅用火災警報器（その2の2）
- ・住宅用火災警報器（その3）

###### 2 岡山市水道局抽出条件について審議

###### （1）矢坂山配水場2号配水池耐震補強その他工事

###### （2）鉄くず売却

## 6 会議概要

### (1) 岡山駅西口広場デッキ等整備工事について

Q：元々JVで行う仕事と決まっているのに、当初は単体で発注したのは「JVで行うと市内業者にメリットがないから」と先ほど説明されました。当初不調後に今度は、「単体で資格のある市内業者がいなかったから」とお話されました。理由は、調査不足といわれました。彼らの実績についての情報を確認していないのか？

A：コリンズに登録されていれば分かりますが、登録されていないこともあります。100%把握できるわけではないです。

Q：実績を出させていないのですか？

A：求めています。一定額以上については、登録が義務付けられています。

Q：工期短縮のため設計変更したとありましたが、工期はそれほど急ぐものだったのか？

A：この工事は、土木工事の下部工の部があり、来年2月に屋根をつける工事も予定されています。全体の工程は余裕ない事業になっています。

Q：計画自体はかなり前から聞いていましたが、発注が遅れた理由は何か？

A：8月の臨時議会上げる予定だったのですが、業者が決まらなかったため、9月になってしまいました。それ以外は、遅れたわけではありません。

Q：そういったことも考慮して、余裕をもった準備をして欲しい。1回ではなかなか決まらない時代になるのではないかと思われるから、考慮していただきたいと思います。

A：おっしゃるとおりです。最近入札の中止・不調が増えています。そのため、工期が厳しいという事態も増えています。そういった意味も踏まえて、契約課でも入札日程にゆとりをもつように努力しています。ただ、予算の裏づけがないと出来ないことも事実です。

また、今回の案件は、JRとの関係がありました。津山線・吉備線が移動していただかないと工事に入れない状況でした。つまり物理的に出来ません。そういった中で発注時期がここになったという事情もあります。今回は日程的にかなり厳しいことになっていました。今回ご指摘のあったとおり、今後とも出来るだけ日程的にゆとりを持った入札が出来るように努力していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

### (2) 住宅用火災警報器購入契約について

Q：発注を分けて安くなるとはどういうことか？普通商売で考えれば、大量に販売すれば安くなると思われるが？

A：今回は、設置込みのためです。

Q：全て同額で落札しているが？

A：最初の一般競争入札で7,000円で落札しなかった。同日の指名競争入札で6,400円で落札しているから、再入札の際に6,400円なら落札すると判断して下がったかもしれません。

A：指名競争入札と一般競争入札の違いについて、ご説明させていただきます。指名競争入札は、許容価格に達しない場合、再入札・再々入札と3回まで行えます。一般競争入札は、郵便入札になるので入札は1回のみしか行われないため、再入札がない。したがって、1回目で不調になれば、再公告になります。再公告でタイムラグが発生するので、その時点で指名競争入札の結果は公表されていますので、許容価格は6,400円付近だと分かります。となると、6,400円であれば落札できるなど業者は分かるわけです。今回は入札の仕組みとタイムラグによって、こういった金額が決まってきたと考えています。

Q：分け方に基準はあるのか？最低ユニットはあるのですか？

A：特に決まりはありません。今回はかなりの個数になりますし、一個一個訪問して取り付

ける作業を行わなければならず、時間も手間もかかります。1社で市内全域の設置は物理的に不可能という形なので、分けざるを得ないだろうとなりました。分け方は、地域的なもので近いところで分けています。最低これだけという決まりはありません。ある程度近いところをひとかたまりとしています。

Q：入札方法を指名競争入札と一般競争入札に分けた理由は何ですか？

A：金額です。現在の制度では、許容価格が500万円以上は一般競争入札になります。500万円未満は指名競争入札になります。来年4月以降は全て一般競争入札に移行される予定ですが、現在はその過渡期という状態です。

Q：指名競争入札で第1回の最低価格が許容価格に達していない結果は公表されるのか？

A：全社読み上げているので、公表しています。

Q：結果的に6,400円で落札して良かったということでしょうか。

A：落札金額が全員同じ金額というのは、これまでに経験がありません。ただ、後で考えてみると、事前の結果で6,400円で落札しているのが分かるので、6,400円なら落札できると思って入札しています。今回は偶然みんな同じ考えだったということでしょう。

同金額が入っていますが、談合・話し合いによって入った金額とは違うと思います。そういったこともあるので、こういった「同じものを分けて発注する」場合について、極力こういったことにならないように、公平性の観点から一度に全部決まる形が好ましいのかなと思います。

Q：入札結果を読み上げると言われましたが、読み上げなかったら分からなかったのではないかな？

A：入札において、業者の入れた入札価格を読み上げることによって、勝手に入札価格を改ざんできないようにしています。公平性を担保するために全て金額を読み上げます。読み上げないと、後から「入札価格を改ざんしたのではないかな」となったら、証明できません。そのためにも、読み上げざるを得ません。

Q：談合の疑いはないでしょう。了解です。

### (3) 矢坂山配水場2号配水池耐震補強その他工事

Q：入札参加は2社だけか？

A：エリアとランクで言えば、41社が参加可能ですが、実際に参加した業者は2社でした。

Q：少なかった理由は何か？

A：実績をクリアできなかったと思われる。配水池3,000m<sup>3</sup>となればかなり大きい方で、経験のある業者が少なかったと思われる。

Q：これは大変な工事と予想されるものなのか？

A：工事自体は大変ではありません。筋交いを入れたりするものです。この配水池は昭和56年に出来たもので、岡山市南西部のメインの配水池です。

Q：実績を緩めれば、よかったのではないかな？

A：配水池自体は岡山市内でも100以上あるのですが、大きな配水池となるとそうありません。しかし、全国に水道事業者はあるわけで、問題ないと思っていました。

Q：先ほどの市の抽出案件でも、実績を求めるために、参加業者が減ってしまっている。実績要件はそんなに大事なもののかな？

A：我々としても同種工事施工実績の設定に当たっては、極力競争性を阻害しないように、出来るだけ入札参加業者数を確保できる方向で検討しています。しかし、一般競争入札で実績を条件につけなければ、エリア・ランクが合致した全ての業者が参加可能になります。実績もない、能力もない業者が入ってくることを防げなくなります。落札したけど、出来

ない、辞退ということになれば、契約解除して入札やり直しになります。これは非効率的ですし、何より税金の無駄遣いになります。実績要件のつけ方についても、1件1件考えたうえで、入札参加業者数が極力少なくならないように考えていますが、能力のない業者を排除するためにも、一般競争入札ではある程度の実績をつけざるを得ない実情であることをご理解ください。

Q：分かりますが、既得権益と化してないかということです。実績がないと参加できない、参加できないから実績を作れないとなる。それが、実績がある業者が既得権益とならないようにしてほしい。

A：その辺りについても考慮しており、規模の小さい工事は「実績無し」で参加可能としています。そこで実績のない業者は、実績を求めない規模の小さい工事で実績を積んでいけば、大きい工事に参加できるようになっています。全て実績がなければ参加できないようになっているものではありません。しかし、大きな工事は心配なので実績を求めています。

Q：業者の実績の把握をしっかりして、入札参加可能業者を確保して、公告してほしい。それが透明性の確保に繋がる。

落札率が75%ちょうどというのは何か意味があるのか？

A：工事の許容価格は事前公表です。2億円以上の工事は、最低制限価格を設けず、低入札価格調査対象になります。現在の低入札価格調査対象基準は許容価格の75%です。業者からすると、取りたいが、低入札価格調査は面倒と考えると、75%で入れるというケースが出てきます。

Q：参加可能業者が41社いたわけですね。それで参加業者が2社というのは、企業側の判断によるものであることであり、やはり公共事業における実績は、安全上必要で重要視しなければならないと思います。そこが民間と違い、行政が安全・安心のために行うために、金額以外に実績をある程度評価していただきたいです。水道管工事はライフラインで、重要なものなので、1つのウィークポイントがあってもいけないので、実績が必要と申し上げました。これからもお願いしたいと考えています。

#### (4) 鉄くず売却について

Q：入札結果にこれほど差が出るものなのか？3倍以上も離れているが。

A：毎回ばらつきがあります。参加業者に実物を見てもらうのですが、中には鉄以外のもの、例えば銅とかステンレスなどがあるようです。その部分をどう判断するかによるのですが、そこまで積み上げていけば、高くなってくるかもしれません。

Q：市場というか、競争原理があまりない世界なのだろうか？市場価格があれば、そんなに大差が出ないと思うのだが。自分のところで全て処分し、利用するのだろうか。

A：山積みされたものを見てもらっています。その中には、長い管、短い管、曲がった管、泥が付着したままの管、バルブ類もあります。今回落札した業者は、それらのノウハウがあるので、高かったのではないかとされます。

Q：許容価格がかなり低いのではないか？

A：鉄くずがかなり上昇していますので、差が大きいとされます。しかし、この状況がいつまでも続くものと考えていません。量が多くなれば、売却しています。年に1度程度行っています。以前は、お金を払って処分してもらっていたこともあります。

Q：これで、談合があるという方もいらっしゃるでしょう。